



八峰町 2023 暮らしの便利帳

Happou Town Life Guide Book

八峰町ガイド
わが街情報満載

行政ガイド
八峰町民のインフォメーション

🔍 八峰町ガイド 3

🔥 防災・救急 6

📄 届出・証明 8

💰 税金 11

👉 保険・年金 12

👨👩👧👦 福祉・健康 14

👶 子育て・教育 16

🗑️ 生活・環境 20

👥 相談・自治会 24





郷土を愛し、地域に尽くす

OHMORI CONSTRUCTION GP



大森建設株式会社

大森グループ

風の松原自然エネルギー株式会社 白神ウインド合同会社

- 株式会社ダイニチ
- 株式会社ノック
- 株式会社親孝
- 白神あわび株式会社
- 三商物産株式会社
- 能代中央生コン株式会社
- テクノクイーン株式会社
- 東北化成工業株式会社
- 株式会社八森電子デバイス
- Beech株式会社
- 株式会社福八
- 能代FRC有限責任事業組合
- サンホレスト化成工業銻岩工場
- 株式会社伊藤羽州建設
- 株式会社UIコムテック
- Akita OW Service株式会社

世界自然遺産 白神山地を望むホテル



やわらかな日差しを受けて、木々が長い眠りから覚める春。
 新緑は、やがて深い深緑となって季節はめぐる…。
 夏の日本海は雄大な景色を見せてくれます。
 秋には燃えるような紅葉、そして静かな冬へ。
 四季折々の風情が、訪れる人の心を癒します。

森のリゾート、海のリゾート
あきた白神温泉ホテル
 山本郡八峰町八森字磯村100
 TEL 0185-77-2233 FAX 0185-77-3919
<http://www.shirakami.com>

八峰町 暮らしの便利帳

発行にあたって

町民の皆様におかれましては、日頃より町政の推進に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

このたび「八峰町暮らしの便利帳2023」を発行いたしました。この冊子は、役場における各種手続きや防災情報などを掲載しております。是非とも、皆様のお手元に保管し、ご活用いただければ幸いです。

暮らしの便利帳は、株式会社サイネックスと八峰町が官民協働事業により発行し、発行費用はすべて広告費により賄われております。広告掲載にご協力いただきました多くの事業者・団体の皆様方に、心より感謝申し上げます。

八峰町では、地域の特性を最大限に生かし、みんなが元気になるまちづくり、誰もが笑顔で住み続けるまちを目指して取り組みを進めてまいります。

今後とも町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



八峰町長
堀内 満也

人口・世帯・面積

人口 計 **6,427** 人
男 **3,032** 人
女 **3,395** 人

世帯数 **2,984** 戸

面積 **234.14** km²

令和5年3月31日現在

庁舎・業務案内

役場庁舎

〒018-2502
秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地

☎ 0185-76-2111(代表)

FAX 0185-76-2113

開庁時間 平日8:30~17:15(土日祝日、
年末年始12月29日~1月3日は休庁)

毎月第1および第3火曜日に19:00まで延長窓口を実施しており、戸籍証明・住民票の写し、印鑑登録証明書の発行、マイナンバーカード・パスポートの申請・受付、転入届・転出届の提出が可能です。閉庁時、代表電話はコールセンターに転送されますので、ご用件をお伝えください。

八峰町役場(代表)	☎76-2111	総務課	☎76-4601
総務課町民サービス係	☎76-4614	防災まちづくり室	☎76-4666
企画財政課	☎76-4603	税務会計課	☎76-4604
産業振興課	☎76-4605	議会事務局	☎76-4607
福祉保健課	☎76-4608	農林振興課	☎76-4609
建設課	☎76-4610	農業委員会	☎76-4611
教育委員会(ファガス)	☎77-2816	教育委員会(幼児保育庶務係)	☎77-2728
ファガス	☎77-3700	生涯学習課(峰栄館)	☎76-2323
八森保健センター	☎77-4050	町営診療所	☎76-3813
町営診療所(塙川分院)	☎76-2075	町営歯科診療所	☎88-8210
八峰消防署	☎76-3119	八森駐在所	☎77-3110
峰浜駐在所	☎76-2110	峰浜ポンポコ子ども園	☎74-5933
八森子ども園	☎70-4100	八森小学校	☎77-2222
峰浜小学校	☎76-2468	八峰中学校	☎76-3972
八峰町社会福祉協議会	☎77-3551	子育て支援センター「あいあい」	☎74-6173
あきた白神体験センター	☎77-4455	給食センター	☎76-3821

Index インデックス

- 発行にあたって 1
- インデックス 2
-  **八峰町ガイド** 3
 - ▶八峰町の概要 3
 - ▶八峰町の歳時記 4
 - ▶八峰町の特産品 5
-  **防災・救急** 6
 - ▶避難情報 6
 - ▶防災無線(町内放送) 7
 - ▶避難場所 7
 - ▶消防署・警察署 7
-  **届出・証明** 8
 - ▶届出 8

- ▶印鑑登録 9
- ▶マイナンバーカード交付申請 9
- ▶各種証明書発行(手数料) 10

税金 11

- ▶税金の種類・納期について 11

保険・年金 12

- ▶国民健康保険(国保) 12
- ▶後期高齢者医療制度 13
- ▶国民年金 13

福祉・健康 14

- ▶介護保険制度 14
- ▶障がい者福祉 15
- ▶住民健診 15

子育て・教育 16

- ▶子育て支援 16
- ▶子どもの予防接種 18

生活・環境 20

- ▶ごみ 20
- ▶動物 20
- ▶交通 21
- ▶住まい 21
- ▶農地 21
- ▶施設利用 21
- ▶上水道 22
- ▶下水道 23



相談・自治会 24

- ▶各種相談 24
- ▶あなたも自治会へ 24

UD FONT


見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広 告

■建築工事全般(新築・リフォーム)■不動産取引(売買・仲介・賃貸)

新築住宅、オール電化、リフォームなど
住宅の事なら何でもご相談ください。




YUTAKA 株式会社 ユタカ建築

代表取締役 土崎 穰


秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台26-1
TEL 0185-76-3863 FAX 0185-76-4520
E-mail : tsuchizaki.yutaka@rose.plala.or.jp

携帯からアクセス



碎石・砕砂製造販売

山砂・混合砂・捨石もあります



株式会社 青森グローバル産業

代表取締役 小林 正信

■本 社
〒038-2208 青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛46-4
TEL 0173-78-2033

■秋田支店
〒018-2509 秋田県山本郡八峰町峰浜沼田字明神長根30-1
TEL 0185-76-2826 FAX 0185-76-2828
E-mail global@aria.ocn.ne.jp

八峰町の概要



八峰町の『八』がモチーフ。

八森町と峰浜村が合併して誕生した八峰町は、秋田県北西部に位置し、東は県内唯一、世界自然遺産「白神山地」の登録地を有する藤里町、南は能代市、西は日本海、北は青森県に接しています。

東西が約19km、南北が約24kmで、面積は234.14km²になります。面積の80%近くが森林で占められています。農地は10%程度で、その多くが峰浜地区にあります。

町の広大な森林は白神山地の一部で、秋田白神県立自然公園に指定されているエリアもあります。

また、起伏に富んだ八森地区の海岸も八森岩館県立自然公園に指定されています。このように2つの県立自然公園を有する自然豊かなところが八峰町の特徴ともいえます。

交通は、JR五能線と国道101号が日本海沿いに並行し、南北を縦断しています。ともに近隣の市町村を結ぶ重要な路線となっております。

気候は、四季の移り変わりが明瞭で、年間の平均気温は10℃前後です。冬は、低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹き、積雪は平野部で10～50cm、山間部では100cm以上になります。



広告

完全自由設計の家

YOU HOME
CHORALY

有限会社 菊地建業
八峰町八森字八森107 TEL 0185-88-8468
FAX0185-77-3191
飯島事務所：秋田市飯島字長山下117-2

Webページ
はこちらから



想いを刻む 想刻

八森のいしや

伊藤石材店

一級石材施工技能士/二級お墓ディレクター

八峰町八森字椿台149-3 TEL/FAX 0185-77-3425

Eメール itosekizai-kazu@shirakami.or.jp



車検・定期点検・
一般修理・板金塗装

ジェイオート藤井

代表 藤井 正孝

〒018-2509 八峰町峰浜沼田字鳥矢崎50-1

tel.0185-70-3070 fax.0185-70-3071

八峰町の歳時記



八峰町ガイド

白瀑神社 みこしの滝浴び



白装束の男衆が町内を練り歩いたあと、みこしを担いだまま滝つぼに入る勇壮な神事。

時 毎年8月1日

石川駒踊り



五穀豊穡、家内安全、祖先供養、馬霊供養として踊りが神社に奉納されます。

時 毎年8月13日

あわびの 里づくり祭り



あわびの稚貝放流体験、アワビ料理コンテストや屋台村のほか、海の幸BBQが楽しめます。

時 毎年8月上旬

八峰町 さくらまつり



町内の飲食店等では、桜にちなんだ商品が登場するほか、各種イベントも行われます。

時 4月下旬から5月上旬

本館城址 たいまつ祭り



約400年前、落城した「本館城」の亡くなった人びとの霊を慰めます。

時 毎年9月下旬

雄島 花火大会



海に浮かぶ雄島から花火が打ち上げられます。

時 毎年8月15日

はっほう “んめもの”まつり



新鮮な地元産の農産物や特産の峰浜梨が直売されるほか、屋台村ではB級グルメが出そろいます。

世界自然遺産白神山地 「ニツ森登山」



世界自然遺産白神山地「ニツ森」を目指す人気の登山コースです。登山口からニツ森頂上までは約1時間です。※入山の際は入山届を提出ください。

時 5月下旬から11月上旬

広告

Itoei-Kensetsu Inc.

伊藤栄建設株式会社

代表取締役 伊藤 栄典

〒018-2644 秋田県山本郡八峰町八森字椿台136

TEL 0185-77-3232 FAX 0185-77-3237 E-mail: itoeico@shirakami.or.jp

新築・リフォーム

門脇建築工業

代表 門脇 茂

八峰町八森字家の向38-4

TEL 0185-77-2158 FAX 0185-77-3909

Takasugi

営業時間 8:30~18:00
定休日 日曜日・祝日

- 新車・中古車販売
- 車検・钣金・一般整備
- オートリース
- ロードサービス
- 車買取
- 損害保険

— 皆様のお越しを心よりお待ちしております —

株式会社 高杉自動車

〒018-2503 秋田県山本郡八峰町峰浜字豊前長根122

TEL 0185-76-2467 FAX 0185-76-3523

八峰町の特産品



ハタハタ



峰浜梨



石川そば



苗床しいたけ



しいたけの
オイル漬け



しょっつる



清酒白瀑



グリーン
豆腐



ジオグラス



創作木工品



広告



八峰町ガイド

屋根トタン、アルミサッシ、ガラス、アミド、ユニットバス、キッチン、室内建具、建築資材

アルミ防火戸組立事業所登録No05-0341

株式会社 マルツカ建材

〒018-2501 秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台67-3

TEL 0185-76-2859 FAX 0185-76-3993

クロス(壁紙)、クッションフロア、カーテン、
ブラインド、ロールスクリーン、カーペット、他

株式会社 小林装飾

代表取締役 小林泰樹

八峰町峰浜沼田字家ノ下112

TEL 0185-76-3414 FAX 0185-76-4177

麓の肥沃な大地と白神から流れくる芳醇な水を使用した、
粒が大きく安心で安全なお米をお届けいたします。

秋田県産
あきたこまち

秋田県産 あきたこまち
吉右工門米

詳細は携帯からアクセス→

<http://www.gotou-shouten.com>



GOTOU 株式会社 後藤商店

八峰町峰浜畑谷字川端74

TEL 0185-76-2217 FAX 0185-76-3968



防災・救急

避難情報

☎ 総務課 防災まちづくり室 ☎76-4666

町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さんに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、屋外拡声子局及び非常用サイレンからサイレン吹鳴により町民の皆さんにお知らせします。

警戒レベル	町の情報や対応	皆さんのとるべき行動	気象庁などの情報
1	職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報(警報級の可能性)
2	第1次防災体制 (連絡要員を配置)	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等で付近の災害リスクを再確認。災害情報把握手段の再確認。	大雨注意報、洪水注意報、 高潮注意報、氾濫注意情報
	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)		
3	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じて、予定をあらためたり、自主的に避難準備や移動を開始しましょう。	大雨警報、洪水警報、 氾濫警戒情報
4	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 過去の大災害に匹敵する状況です。この段階までに避難を完了しましょう。 暴風が予想されるときは吹き始める前に避難を！	土砂災害警戒情報、高潮警報、 高潮特別警報、氾濫危険情報

警戒レベル4までに必ず避難！

5	危険大 緊急安全確保 ※必ず発令するとは限りません。	命の危険 直ちに安全確保！ 既に安全な避難が困難で、生命の危険！ 今いる所よりも安全な場所へ直ちに移動等を！	大雨特別警報、氾濫発生情報
---	---	--	---------------

町からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら避難勧告などがなくても早めの避難行動をとりましょう。

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、皆さんからの情報も速やかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

防災情報配信サービス

八峰町では防災に関する情報をLINEで配信するサービスを提供しています。配信を希望する方はあらかじめ登録する必要があります。下記QRコードをご利用ください。



広告

電気設備・設計・施工

コヨシ電気工事店

代表 小野 義光

〒018-2676 八峰町八森字磯村320-3

TEL 0185-77-3739 FAX 0185-77-3399

一般塗装・防水工事

伊藤塗装

一級塗装技能士 伊藤 清孝

八峰町峰浜沼田字蔭ノ谷地22-83

TEL 090-7322-9686

防災無線(町内放送)

問 総務課 防災まちづくり室 ☎76-4666

防災無線とは、屋外拡声器や戸別受信機を介して、役場から住民の方に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。

放送の種類	内容
緊急時放送	●災害に関する情報、気象に関する警報発令のお知らせ ●災害による避難指示、人命に関する情報、その他緊急事態に関するお知らせ
平常時放送	●音楽やチャイムによる時間のお知らせ ●行政広報、各種行事のお知らせ

※ご家庭に戸別受信機が設置されていない方は、上記にお問合せください。

避難場所

問 総務課 防災まちづくり室 ☎76-4666

2021年4月に全戸配布された「八峰町防災ハザードマップ」をご覧ください。

ハザードマップ



防災・救急

消防署・警察署

施設	住所・電話番号
八峰消防署	秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字下谷地152番地3 ☎0185-76-3119
能代警察署	秋田県能代市日吉町1番24号 ☎0185-52-4311
能代警察署峰浜駐在所	秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台17番地2 ☎0185-76-2110
能代警察署八森駐在所	秋田県山本郡八峰町八森字中浜92番地5 ☎0185-77-3110

※火災・救急の緊急時は119番、事件・事故の緊急時は110番してください。

広告

電気工事一般・設計施工

秋田県知事登録 第304004号
第一種電気工事士 秋田県第300038号

水木電気工事店

代表 水木 慎也

八峰町峰浜塙字長漕84-4

TEL 0185-76-2354 FAX 0185-76-3093



やすらぎのある住まい造り

寛 金寛工務店

代表 金田 仁

新築からリフォーム、何でもご相談ください。

〒018-2678 秋田県山本郡八峰町八森字八森101 TEL.0185-77-2016





届出・証明

届出

問 総務課 町民サービス係 ☎76-4614

戸籍の届出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の本人確認書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、
本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の本人確認書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、
本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地



住民登録の届出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転出証明書
- 届出人の本人確認書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転出届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 届出人の本人確認書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



転居届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 届出人の本人確認書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 届出人の本人確認書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



届出・証明

広告

世界遺産「白神山地」からの贈り物

白神のブナと蔵人の技が醸す地酒の逸品
ご贈答、ご愛飲に
地方発送承ります。

■醸造元/山本酒造店■
— お酒は20歳から —

■純米大吟醸 生原酒 榎霞

■純米大吟醸 滝みこし

■純米大吟醸 白神こまち

腰山商店

〒018-2611 八峰町八森字岩館85-1
☎0120-78-2331 FAX 0185-78-2332

お宅の庭を芝生にしませんか。

庭木の剪定や高木の伐採等も!

ローソン峰浜店様の駐車場より展示園場がご覧いただけます。
その他お庭に関するご相談を承ります!

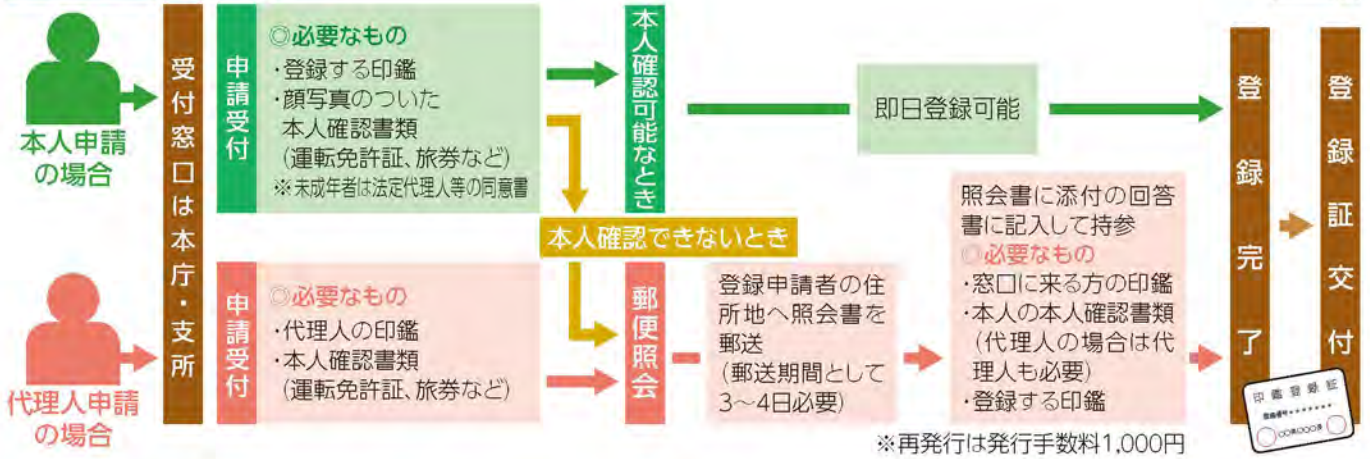
秋田グリーンメンテナンス
八峰町峰浜沼田字砂坂10-2
TEL 0185-76-4111 FAX 0185-76-4112
<https://akitagm.com>

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

マイナンバーカード交付申請

☎ マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178
☎76-4614
総務課 町民サービス係

マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、本人確認をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。申請には様々な方法があります。

申請方法	
郵送による申請	①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入 ②送付用封筒に入れて郵便ポストに投函
パソコンによる申請	①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存 ②交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信
スマートフォンによる申請	①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影 ②交付申請書のQRコードを利用して交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信
まちなかの証明写真機からの申請	①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選び、料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーでスキャン ②案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信

個人番号カード

イメージ(表)

イメージ(裏)

広告

地域と共に!

Smart Eco Life Akita
SELAグループ
SELAシロキ

Panasonic エルポート シロキ

八峰町八森字中浜35-1
TEL 0185-77-2323 FAX 0185-77-2324

秋田県知事許可(般-17)第8999号

左官工事業・タイル・れんが・ブロック工事業

有限会社 八森左官工業所

代表取締役 大山 義昭

■本社 八峰町八森字中浜16
TEL 0185-77-2263 FAX 0185-77-2674
E-mail: hsk@shirakami.or.jp

■能代営業所 能代市落合古悪土63
TEL 0185-52-9521

携帯から

各種証明書発行(手数料)

④ 交付時に必要な書類－本人確認書類－

☎ 総務課 町民サービス係 ☎76-4614

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付き)	分類2	分類3
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●住基カード(写真付き) ●マイナンバーカード(個人番号カード)など 	<ul style="list-style-type: none"> ●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住基カード(写真なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍関係	上記のうち1点で確認	上記のうち2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認
住民票関係	分類1、分類2、分類3の中から1点。		

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

④ 戸籍・住民票関係の発行

☎ 総務課 町民サービス係 ☎76-4614

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 <p>※本籍地の市区町村で発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
住民票記載事項証明書	1通 200円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
改製原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 200円	
身分証明書	1通 200円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 <p>※本籍地の市区町村で発行します。</p>
改葬許可書	1件 0円	●申請者の本人確認書類 ●改葬許可申請書

④ 税関係の証明書の発行

☎ 税務会計課 ☎76-4604

	証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民税	所得証明書(所得金額の証明)	1通 200円	
	所得課税証明書(所得金額、所得控除及び税額の証明)	1通 200円	
	非課税証明書(課税されていない証明)	1通 200円	
	所在地証明書(法人事業所の所在地の証明)	1通 200円	
固定資産税	評価証明書(資産の評価額の証明)	1通 200円	本人確認書類
	公課証明書(課税標準額、税相当額の証明)	1通 200円	本人確認書類
	名寄帳(納税義務者の資産の一覧)	1通 200円	本人確認書類
	住宅用家屋証明書(登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明)	1通 1,300円	住民票、登記完了証、申請書、本人確認書類
納税	納税証明書(納められた税額の証明)	1通 200円	
	滞納のない旨の証明書(全ての税目において滞納がないことの証明)	1通 200円	
	軽自動車税継続検査用(軽自動車税の滞納がないことの証明)	1件 0円	



税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務会計課 ☎76-4604

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方			1期		2期		3期				4期	
		給与からの特別徴収:毎月											
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税(種別割)	4月1日現在、原動機付き自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方	全期											
国民健康保険税	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期		3期	4期	5期			6期	
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											



税金

☎ 口座振替について

忙しい、役場や金融機関までの距離が遠いなどの理由で町税の納付ができない方は、金融機関及びゆうちょ銀行で、指定した預金口座から振替納付することができます。納付のため現金を持ち歩く必要もなく、納期限までに納め忘れてしまうこともありませんので、安全・確実な方法です。

町税等の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。

☎ 国税・県税についてのお問合せは

項目	問合せ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	総合県税事務所 山本支所	☎52-6201
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	能代税務署	☎52-6111

☎ 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P10





保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

📍 こんなときは届出を

📞 福祉保健課 ☎76-4608

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、福祉保健課へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	● 転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	● 職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	● 国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 健康保険の保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 保護開始決定通知書
	死亡したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 死亡を証明するもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	● 国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	● 国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	● 本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 在学証明書など

※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)が分かるものをお持ちください。

📍 国民健康保険税

📞 税務会計課 ☎76-4604

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

⚠️ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

— 告 告 —



しらかみ整骨院

〒018-2621 八峰町八森字茶の沢141-7

TEL/FAX 0185-74-5678

首、肩、腰、膝などの痛み、産後の骨盤矯正、
児童の側弯症、他あなたの気になるその痛み
何でもお気軽にご相談下さい。
歩けない方、車の無い方、出張承ります。



被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月までを1年間	年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。 ※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。
----------------------	---	-----------------------	---	-------------------------	--

国民年金



保
険
・
年
金

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

 第1号 被保険者	 第2号 被保険者	 第3号 被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ● 自営業者 ● 自由業者 ● 農林漁業従事者 ● 学生 	厚生年金や共済組合に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> ● 会社員 ● 公務員 	第2号被保険者の被扶養配偶者 <ul style="list-style-type: none"> ● 会社員の妻(夫) ● 公務員の妻(夫)
第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく 全国一律 です！		
第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。		

こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。
会社など退職したときや厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき、年金を受けていた方が死亡したときなど、届出が必要となります。

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。





介護保険制度

問 福祉保健課 ☎76-4608

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険に加入する方(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
**40歳以上
65歳未満の方**

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

市区町村(保険者)

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士



主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



広告

地域と共に

社会福祉法人 八森峰浜ふくし会

〒018-2665 八峰町八森字寺の後川向8番地1
TEL 0185-70-4105 FAX 0185-77-2451
E-mail honbu@happoufukushikai.or.jp

- 特別養護老人ホーム松波苑
- 特別養護老人ホーム海光苑
- 特別養護老人ホーム松波苑ユニット
- 海光苑ショートステイ
- 松波苑ショートステイ
- 海光苑デイサービスセンター
- 松波苑デイサービスセンター
- 地域支援事業所
- 松波苑居宅介護支援事業所
- ケアハウスぶなの森



障がいのある方の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの方が対象のサービスです。手帳の取得については、福祉保健課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分は㊤、A、㊤、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります）
- 本人が死亡したとき

福祉医療制度

一定区分以上の手帳所持者が治療を受けた際、自己負担分を無料化する制度です（ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く）。

各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

住民健診

八峰町の住民健診は、個別健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

個別健診

毎年6月～9月ごろに、町内の医療機関で実施します。

集団健診

毎年6月～9月ごろに、八峰町文化交流センターにて実施します。

健診項目	対象者	検査内容	個別健診	集団健診
特定健診	40歳～74歳の国保加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・腎機能・血糖）・尿検査、診察 ※医師が必要と認めた場合は、貧血検査・心電図検査・眼底検査があります。	○	○
肝炎ウイルス検査	40歳以上でいままで検査を受けたことがない方	血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）	○	○
大腸がん検診	30歳以上の方	便潜血検査	○	○
胃がん検診	30歳以上の方	胃部X線撮影（バリウム）	○	○
肺がん検診	19歳以上の方	胸部X線撮影・希望により喀痰検査	○	○
前立腺がん検診	50歳～80歳の男性（偶数年）	血液検査（PSA）	○	○
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部細胞診	○	○
乳がん検診	40歳以上の女性	乳房X線撮影（マンモグラフィー）	○	○
骨粗鬆症検診	20歳～80歳の女性	骨密度測定	×	○
歯周病検診	40、45、50、55、60、65、70歳の方	歯科検診・歯科相談	○	×





子育て・教育

子育て支援

問 福祉保健課 ☎76-4608

⊕ 手当・助成など

母子健康手帳の交付

妊娠したと思ったらできるだけ早く医療機関を受診しましょう。

そして医師の診察により妊娠がわかったら福祉保健課に届出し、母子健康手帳をもらいましょう。

交付場所	八峰町役場 福祉保健課 ☎76-4608
交付時間	月曜日～金曜日(年末年始・祝日は除く) 8:30～17:15
必要なもの	予定日がわかるもの

妊婦・乳児健康診査

妊娠中に最大17回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。また、乳児(1歳未満)の間に医療機関で、最大2回健康診査が受診できます。

受診には

- 妊婦一般健康診査受診券または乳児一般健康診査受診票に、必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科・小児科医療機関で利用できます。医療機関の受付におたずねください。
- 県外の医療機関で受診を希望する方は、八峰町に申請が必要です。福祉保健課へお問合せください。

福祉医療制度

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが治療を受けた際、自己負担分を無料化する制度です。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

助成内容

申請書を提出し承認されると、福祉医療費受給者証が交付されます。この受給者証の提示により県内での受診については支払いが免除されます。県外で受診した場合は領収書があれば保険適用分を福祉保健課で返還できます。

必要な書類

- 健康保険証(対象となる子ども)
- 印鑑 ● 保護者名義の通帳

出産育児一時金

出産育児一時金は、**出産された方**が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として48.8万円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス1.2万円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

※他にも17ページに記載の子育て支援があります。



子育て・教育

広告

ライナス 薬 LINUS PHARMACY 局

病院からもらった処方箋の事など、お薬のことなら専門の薬剤師が丁寧にご説明をいたします。

Tel. (0185) 70-4160

Fax. (0185) 70-4170

秋田県山本郡 八峰町八森字古屋敷13-6

子育て支援一覧表

主管課	事業名	内容
福祉保健課	不妊治療費助成事業	一般不妊治療・不育症治療 助成制限なし(保険適用分) 特定不妊治療 上限150,000円/回(保険適用分)
	誕生祝金支給事業	100,000円/人
	乳幼児健康診査事業	3~4ヵ月、6~7ヵ月、9~10ヵ月、1歳6ヵ月児、2歳児(歯科)、3歳児、5歳児
	乳幼児保健指導	赤ちゃん訪問、1歳児健康相談
	定期予防接種給付事業	定期予防接種費用の窓口負担を無料化 ※予防接種の種類は18ページをご覧ください。
	任意予防接種費用助成事業	任意予防接種費用の窓口負担を軽減 ※おたふくかぜ、インフルエンザ
	児童手当支給事業	〈1人当たり〉 3歳未満一律 15,000円/月 3歳以上小学校就学前 10,000円/月 (第3子以降は15,000円/月) 中学校一律 10,000円/月
	育児助成金支給事業	小・中学校(特殊学校含む) 入学時30,000円/人
	未熟児療育医療	未熟児等で入院が必要になった場合費用の一部を公費負担
	子育て世代包括支援センター	子育てひろば、子育て相談等
総務課	チャイルドシート購入費助成事業	子ども1人につき1台、購入金額の半額助成(上限10,000円)
生涯学習課	放課後子ども教室	八森小学校:あきた白神体験センター 峰浜小学校:峰浜小学校体育館 体験活動(保険料等一部自己負担あり)
学校教育課	放課後健全育成(学童保育)事業	利用料2,000円/月
	保育料助成制度	3歳未満児 半額免除
	一時保育	各子ども園にて月14日以内 1日利用料750円(1,500円の半額免除)
	病児保育	平野医院、JCHO秋田病院にて 1人2,000円/日 ※例外あり
給食センター	給食費助成制度	小・中学校給食費 半額免除

※詳細は、各主管課及びホームページにてご確認ください。



予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

予防接種の種類	接種回数	標準的な接種期間	対象年齢 (法律で定められている期間)	接種間隔
ヒブワクチン (Hib)	初回 3回	生後2か月～7か月の前日	生後2か月～5歳の 誕生日の前日まで	27日以上の間隔をおいて (1歳の誕生日前日まで)
	追加 1回	初回終了後7か月～13か月の 間隔をおいて		初回接種終了後7か月～13か月後に接種
小児用肺炎球菌 ワクチン	初回 3回	生後2か月～7か月の前日	生後2か月～5歳の 誕生日の前日まで	27日以上の間隔をおいて
	追加 1回	生後12か月～15か月の前日		生後12か月以降に、初回接種終了後60日 以上の間隔をおいて
B型肝炎	1回目	生後2か月～9か月の前日	1歳の誕生日の前日 まで	1回目の接種から27日以上の間隔をおいて 1回目の接種から139日以上の間隔をおいて
	2回目			
	3回目			
BCG(結核)	1回	生後5か月～8か月の前日	1歳の誕生日の前日 まで	
4種混合(ジフテ リア・百日せき・破 傷風・ポリオ)	1期 初回 3回	生後3か月～12か月の前日	生後3か月～90か月の 前日まで	20日以上の間隔をおいて
	1期 追加 1回	初回終了後12～18か月の 間隔をおいて		初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
2種混合(ジフテ リア・破傷風)	1回	11歳～12歳の誕生日の前日 まで	11歳～13歳の誕生日の 前日まで	
麻しん風しん 混合	1期 1回	1歳	左記に同じ	
	2期 1回	5歳以上7歳未満で、かつ 小学校就学前の1年間		
水痘	1回目	生後12か月～15か月の前日	生後12か月～36か月の 前日まで	3か月以上の間隔をおいて
	2回目	1回目終了後6か月～12か月の 間隔をおいて		
日本脳炎 (※1)	1期 初回 2回	3歳～4歳に達するまでの期 間	生後6か月～90か月の 前日まで	6日以上の間隔をおいて
	1期 追加 1回	4歳(初回接種終了後 おおむね1年後)		初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
	2期 1回	9歳		
子宮頸がん予防 (※2)	3回	9価…13歳となる日の属す る年度内	12歳となる日の属する 年度の初日から16歳と なる日の属する年度の 末日まで	9価…2か月の間隔をおいて2回接種後、1 回目の接種から6か月の間隔をおいて3回 目を接種

(※1) 平成7年度から18年度に生まれた方は、日本脳炎予防接種が不十分になっています。詳細につきましては、福祉保健課までお問い合わせください。

(※2) 厚生労働省の勧告に基づき、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行っております。(令和7年3月末日までの期間。平成9年度生まれ～平成17年度生まれの女子が対象)



認定子ども園

問 学校教育課 幼児保育庶務係 ☎77-2728

➡ 子ども園の入園について

保護者や家族が仕事や病気などの理由で、家庭でお子さんの保育が出来ないときには、お子さんを子ども園へ預けることができます。

子ども園名	八森子ども園	峰浜ボンボコ子ども園
住所	八峰町八森字五輪台上段43	八峰町峰浜田中字野田沢37番地17
問合せ先	☎70-4100	☎74-5933
定員	80人	
入居可能年齢	2カ月から	
開所時間	午前7時～午後7時	

➡ 一時保育事業

一時保育事業とは 家庭における育児が断続的に困難となる児童、また保護者の傷病、入院等による緊急の場合及び保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消、ならびに集団保育経験のために、児童を一時的に保育する制度です。

保育料

平成27年度4月1日より、保護者の負担軽減による子育て支援を推進するため、3歳未満児で町内の施設に入所している児童については**算定した保育料※から半額を免除**しております。

※入所児童の世帯の状況により異なります。(母子世帯、在宅障害児〔者〕のいる世帯や、兄弟で同時に入園する場合は、軽減措置があります。また、世帯の所得状況によっても保育料が変わります。)

放課後児童クラブ

問 学校教育課 幼児保育庶務係 ☎77-2728

保護者や家族が仕事や病気などの理由により、日中不在となる家庭のお子さんを、放課後の一定時間お預かりする制度です。

対象者	小学校1～6年生
実施場所	八森児童クラブ(八森小学校) 峰浜児童クラブ(峰浜小学校)
利用料	児童1人につき月額2,000円(兄弟姉妹同時利用の場合、2人目以降は1,000円)

図書室、図書館

問 八峰町教育委員会 生涯学習課 ☎76-2323
学校教育課 ☎77-3700

- 文化交流センター「ファガス」内
 - 峰浜地区文化交流センター「峰栄館」内
 - 移動図書館「としょカーン」
としょカーンの運行日程はホームページをご確認ください。
- ※ 図書室には読書スペースあり。本の貸出可能。

としょカーンの運行日程





ごみ

☎ 総務課 町民サービス係 ☎76-4601

ごみは、ルールを守って出しましょう。

町が収集するごみ

項目	詳細
収集日	毎月配布される『ごみの収集予定表』参照
分別方法	燃えるごみ、燃えないごみ、缶、ビン、ペットボトル、古紙、粗大ごみ、乾電池・蛍光灯
ゴミ出し方法	<ul style="list-style-type: none"> ●燃えるごみ、燃えないごみは町指定の袋(有料)を使用 ●町指定の袋には必ず世帯主の氏名を記入 ※記入がないものは回収されません。 ●缶、ビン、ペットボトルは収集所の専用ケースに入れる ※ケースは収集日当日に準備されます。 ※缶→青色ネット、ビン→3色コンテナ、ペットボトル→緑色ネット ●粗大ごみは町指定のシール(有料)に世帯主の氏名を記入の上貼付

※町指定のごみ袋、粗大ごみシールは町内の商店・事業所で販売しています。
※分別方法等詳細については『保存版ごみの出し方・分け方』参照

動物

クマ

年間を通して町全域でクマが出没する可能性があります！
クマを目撃した場合は、速やかに下記までご連絡ください。また、クマの目撃情報は防災無線で随時お知らせします。

クマ目撃情報連絡・お問合せ

八峰町農林振興課(☎0185-76-4609)
開庁時間外は役場代表電話(☎0185-76-2111)

サル

町全域でサルが出没する可能性があります！
サルに遭遇したときは、目を合わせたり近寄ったりせず、静かにその場から離れましょう。また、エサを与えることは絶対にやめましょう。

犬の登録 ☎ 総務課 町民サービス係 ☎76-4601

登録

犬を飼う人は、自分の飼っている犬を登録することが義務付けられています。登録の手続きは窓口で行っています。また、飼っている犬が死亡したり、行方不明になった場合は、登録を抹消する必要があります。

狂犬病予防注射

生後3ヶ月以上の飼い犬については、狂犬病の予防注射を受けることが法律で義務付けられています。予防注射は町で実施する集合注射をご利用いただくか、最寄りの動物病院で受けてください。集合注射の日程は広報等でお知らせします。

広 告

○秋田県廃棄物再生事業者登録第4号(環-1196) ○産業廃棄物収集運搬業許可証0503022681

取扱品目 ●空缶類スチール ●アルミ分別ゴミ(混入可) ●排鉄金属類(アルミサッシ類、銅、真中)

(有)日沼リサイクルセンター

代表取締役 日沼 正次

■北部工場 秋田県山本郡八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地53-15 TEL/FAX 0185-76-3512
■能代営業所 秋田県能代市栄町264番地 TEL 0185-55-2480

交通

☎ 企画財政課 ☎76-4603

八峰町巡回バス

運行日 月曜日～土曜日
(日曜、祝日、年末年始は運休)
ルートによって運行しない曜日もあります。
運行ルート 5ルート(上下線ともに道の駅みねはまで
秋北バス(能代方面)に接続します。)

八峰町デマンド型乗合有償運送

町内(自宅含む)から町内目的地までの輸送を、事前の予約があった場合のみ運行します。他の人と乗合しながらそれぞれの目的地まで送迎します。どなたでもご利用できます。車両は乗用車を利用します。
運行日時 月曜日～金曜日 8:30～17:00
予約電話番号 ☎090-5000-2372

住まい

町営住宅 ☎ 建設課 ☎76-4610

町営住宅には、公営住宅、地域活性化住宅があります。町営住宅に空室が出た場合は、広報・ホームページ等により入居者を募集しますので、入居を希望される方は申込書(窓口またはホームページからダウンロード)に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて担当窓口にお申込みください。なお、詳細については担当課までお問合せください。

団地名	所在地	戸数
かもめ	八森字岩館塚の台	20
観海	八森字家の後	7
夕凧	八森字八森	13
夕凧第2	八森字八森、八森後	35
松波	峰浜水沢字下カッチキ台	5
塙川	峰浜石川字外林	13

空き家バンク ☎ 企画財政課 ☎76-4603

町内にある空き家を所有者の方に登録していただき、購入、賃貸を希望する方へ情報を提供します。町のホームページでも物件情報を見ることができます。

定住促進空き家活用住宅 ☎ 企画財政課 ☎76-4603

町内にある空き家を町が10年間お借りし、必要なリフォームを行い、定住や移住をお考えの方に貸し出すための住宅を整備しています。
令和5年4月現在 20戸

農地 ☎ 農業委員会 ☎76-4611

農地に関する届出、許可、相談

農地を売買、賃借、贈与、交換、転用等を行う場合は、農業委員会の許可が必要になります。また、農地や農業年金に関することは、お問合せください。

施設利用

八峰町文化交流センター「ファガス」 ☎ 学校教育課 ☎77-3700

所在地 八峰町八森字中浜196-1
●八森地区の体育施設および学校施設の貸出
●八峰町文化ホール・文化交流施設の貸出

峰浜地区文化交流センター「峰栄館」 ☎ 生涯学習課 ☎76-2323

所在地 八峰町峰浜田中字野田沢20-1
●峰浜地区の体育施設および学校施設の貸出
●峰浜地区文化交流センター施設貸出



生活・環境

水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

開始(開栓)届の提出

手数料 400円

水道の利用
を
開始

町外への転出、転居の場合

中止(閉栓)届の提出

手数料 400円

水道の利用
を
中止



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは建設課に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号



- ①お客様番号
(「請求書」「ご使用水道料のお知らせ(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
(口座振替、納入通知書)

退出時までの料金を、計算して支払います。

⚠届出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠届出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

⊕ 水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針をする1か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用日数に応じた基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払いいただけない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道料金とあわせ毎月となっています。

下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 町役場庁舎
- 2 取扱金融機関
秋田銀行・北都銀行・みちのく銀行・羽後信用金庫・秋田やまもと農協・あきた白神農協・東北管内各郵便局及びゆうちょ銀行・東北労働金庫
- 3 各コンビニエンスストア

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

金融機関または郵便局にてお申し込みください。

お支払日は毎月25日です。
必要なもの：通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口を全て閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることとなります。



メーター表示部

➡ すぐに八峰町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

— 告 告 —

水道工事・上下水道・ボイラー取り付け等
修理・施工ならお任せください!!

白鳥水道施設

代表 白鳥 金悦

八峰町峰浜塙字横内家下52

TEL 0185-76-2704



きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない方は、早めに接続工事をお願いします。

🔗 下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金の支払いは毎月で、上水道の料金と一緒に請求します。使用料は、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

🔗 こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には届出してください。

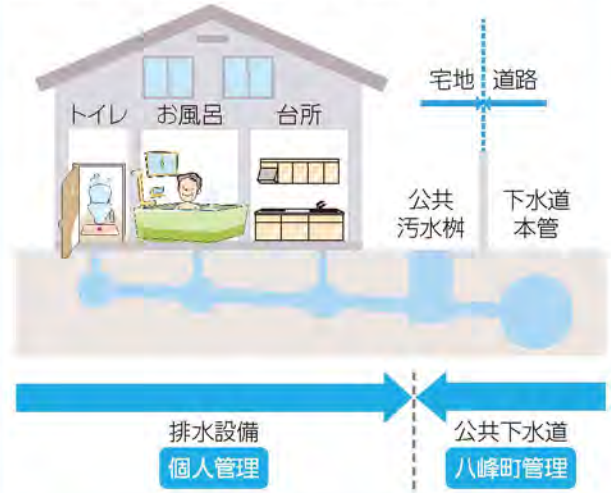
- 転入、転出をされる時
(上水道と合わせて手続きしてください)
- 使用者や所有者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

🔗 浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や検査が必要です。詳しくは、総務課(☎76-4601)へお問い合わせください。

下水道の利用開始と中止

家庭からの汚水を下水道に流すための宅地内に設置された桝や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレトペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)

指定工事店にご連絡ください。





相談・自治会

各種相談

☎ 各主管課

相談の種類別	内容	窓口
行政相談	行政相談員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。	総務課 ☎76-4601
税務相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	税務会計課 ☎76-4604
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが随時相談に応じます。	総務課 ☎76-4614
高齢者総合相談	高齢者が、生活していく上で困ったことなどがあったときの相談に応じます。	八峰町地域包括支援センター ☎77-3200
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	産業振興課 ☎76-4605
心配ごと相談	生活上のいろいろな悩みや相談ごとに対して相談員が回答します。	八峰町社会福祉協議会 ☎77-3551

あなたも自治会へ

☎ 総務課 ☎76-4601

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、自治会に加入しましょう。

自治会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

ごみステーション・道路・河川・公園など生活に身近な場所の環境美化に努めます。

広報紙などの配布

町が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるため、盆踊りや運動会などのコミュニティ事業を開催します。



相談・自治会



ご遺体の搬送から、お葬式まで



しゅう しょう
八峰愁傷館



ご相談
お問い合わせは...

しゅう しょう
八峰愁傷館

〒018-2676 秋田県山本郡八峰町八森字磯村120-2

TEL.0185-88-8833 (代) FAX.0185-88-8822

編集後記

「八峰町暮らしの便利帳」は、八峰町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として八峰町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「八峰町暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、八峰町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「八峰町暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和5年2月28日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

八峰町暮らしの便利帳

令和5年5月発行

発行

八峰町／株式会社サイネックス



八峰町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 秋田営業所
〒010-0001 秋田県秋田市中通4-1-2
TEL.018-833-6700

※掲載している広告は、令和5年4月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

お任せください!

新築住宅

建て替え / リフォーム

住まいの空間、自由自在。

ご家族のご要望とライフスタイルに合わせた理想の住まいづくりをご提案いたします。



「耐震等級3」
地震に強い安心の構造

オプションなしで
大満足の標準仕様

選べる家具も標準装備

Groovin' に関して
詳しくはこちら→



100%「自由設計」の オーダーメイドデザイン

家族の理想やライフスタイルに
合わせた自由な家創りを実現!



ちょうどイイ。かっこイイ。

Groovin'

Let's Groovin!
Fun everyday!

建物
初期保証
20年

不要な建物、土地の買取り、建物の解体など

ご相談・お見積り **無料**

土地のお悩み

ぜひ一度ご相談ください!

こんなお困りごとはありませんか?

- ・相続した土地の使い道がない
- ・古い空家を所有している
- ・維持が大変な田畑を売却したい
- ・空地の固定資産税が高い

敷地をお調べして最適なお提案をいたします!

○売却による現金化

○収益物件として活用

- ・現況のまま、引き受けいたします。
- ・解体費用お調べいたします。
- ・アパート経営
- ・駐車場利用



株式会社 **日沼工務店**

<https://www.hinuma.co.jp>



能代本店 / 能代市落合字古悪土 150

TEL 0185-55-3200

0120-55-8580